

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門4丁目1番40号
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表取締役社長 荒 木 哲 也

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会会場へのご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使にご協力ください。

書面（郵送）またはインターネットでの議決権行使の場合、P2「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2022年12月26日（月曜日）午後7時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月27日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター ホール16A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

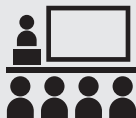
- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による新株式発行及び第10回新株予約権発行の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://agilemedia.jp>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2022年12月27日（火曜日）午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2022年12月26日（月曜日）午後7時必着



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2022年12月26日（月曜日）午後7時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権  
行使期限

2022年12月26日（月曜日）  
午後7時まで

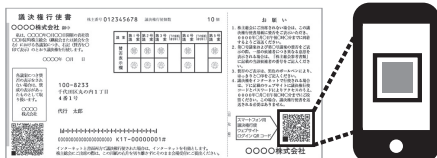
議決権行使  
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



## 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。  
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## ⚠️ ご注意事項

- ① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【はい/まず/いいえ】ボタンをクリックしてください。
- 高度なセキュリティを確保するため、Webブラウザが推奨されています。

**次へすすむ**

その他のご案内

- 届出と通知書の電子配信ご利用のお届け先住所変更の手続きは本サイトをクリックしてください。
- 届出と通知書の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでに登録したいというメールアドレスなどの変更、電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や株元先住所形式の異動請求などの届出送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

### 「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは「届出通知書」に記載されています。（電子メールによる届出の場合は、招集ご通知電子メールを参照してください。）

議決権行使コード:

**ログイン** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

### 3. パスワードの入力

\*\*\* パスワード認証 \*\*\*

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用してください。
- パスワードをお忘れの場合は、パスワードをお忘れの場合、こちらをクリックしてください。

パスワード:  ソフトウェアキーボード

**次へ**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### (1) 提案の理由

第2号議案に記載の「第三者割当による新株式発行及び第10回新株予約権発行の件」での新規株式発行（将来における第10回新株予約権の行使分も含む。）を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

##### (2) 変更の内容

（下線部は変更部分）

| 現行定款                                               | 変更案                                                   |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第1条～第5条（条文省略）                                      | 第1条～第5条（現行通り）                                         |
| 第6条（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>700万8千株</u> とする。 | 第6条（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>1千194万720株</u> とする。 |
| 第7条～第40条（条文省略）                                     | 第7条～第40条（現行通り）                                        |

## 第2号議案 第三者割当による新株式発行及び第10回新株予約権の発行の件

当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生することを条件に、会社法第199条及び第238条に基づき、下記のとおり、各割当予定先に対して特に有利な払込金額による、新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行、第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を第三者割当の方法で行うこと（以下、これらを総称して「本件第三者割当」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

当社は、2021年12月期に債務超過に陥ったため、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）より上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受けており、2022年12月末日までに債務超過を解消できない場合は上場廃止基準に抵触し上場廃止となるリスクがあり、また資金繰りの懸念も生じているため、債務超過解消に向けた資本政策は急務であると考えています。さらに、2021年・2022年の二度にわたって発覚いたしました当社役員による資金流出・不正会計等により、東京証券取引所から2022年6月16日に特設注意市場銘柄にも指定され、東京証券取引所が、特設注意市場銘柄指定後1年以内に、当社の内部管理体制等について改善されず、改善の見込みがなくなったと認めた場合、また、当該指定後1年6カ月以内に、当社の内部管理体制等の改善がなされなかったと認めた場合、その他、当該指定期間中に当社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと判断された場合には、当社株式は上場廃止になることから、上場廃止回避のために、改善計画・状況報告書に記載した施策を実行することが必要な状況にあります。当社は、本件第三者割当が実行されれば当社の債務超過は解消され、さらに特設注意市場銘柄の解除に向けた内部管理体制を適切に実行できると考えております。

なお、本議案は、本件第三者割当により、既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれること、また支配株主の異動が見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に基づき、株主の皆様ご意思確認を併せてお願いするものです。

また、本議案の議決権行使に際しましては、当社ウェブサイト (<https://agilemedia.jp>) にて公表しております「第三者割当による新株式発行、第10回新株予約権の発行、コミットメント条項付第三者割当契約並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」を併せてご参照のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 本件第三者割当の概要

<本新株式発行の概要>

|                      |                                                                                                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の数           | 普通株式2,444,445株                                                                                                                            |
| (2) 払込金額             | 1株につき270円                                                                                                                                 |
| (3) 払込金額の総額          | 660,000,150円                                                                                                                              |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額 330,000,075円<br>増加する資本準備金の額 330,000,075円                                                                                        |
| (5) 払込期日             | 2022年12月28日                                                                                                                               |
| (6) 募集又は割当方法（割当予定先）  | 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株式を割り当てる。<br>麻布台1号有限責任事業組合 1,888,890株<br>アルファソリッド株式会社 370,370株<br>鄭丁超 185,185株                                        |
| (7) その他              | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2022年12月27日開催予定の臨時株主総会における本新株式発行に関する議案の承認を条件としております。また、有価証券届出書の届出の効力発生後に各割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。 |

<本新株予約権発行の概要>

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               |         |              |        |     |        |        |         |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|--------------|--------|-----|--------|--------|---------|
| (1) 募集新株予約権の内容及び数       | 50,370個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）<br>※本新株予約権の内容の詳細は、本議案の末尾の別紙「アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第10回新株予約権発行要項」をご参照下さい。                                                                                                                                                                                                            |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (2) 払込金額                | 1個につき305円                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (3) 払込金額の総額             | 15,362,850円                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (4) 割当日                 | 2022年12月28日                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (5) 払込期日                | 2022年12月28日                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (6) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 5,037,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (7) 行使価額                | 1株当たり 270円                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (8) 行使期間                | 2022年12月29日から 2025年12月28日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (9) 募集又は割当方法<br>(割当予定先) | <p>第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。</p> <table> <tr> <td>麻布台1号有限責任事業組合</td> <td>18,888個</td> </tr> <tr> <td>アルファソリッド株式会社</td> <td>3,704個</td> </tr> <tr> <td>鄭丁超</td> <td>1,852個</td> </tr> <tr> <td>株式会社古知</td> <td>25,926個</td> </tr> </table>                                                                 | 麻布台1号有限責任事業組合 | 18,888個 | アルファソリッド株式会社 | 3,704個 | 鄭丁超 | 1,852個 | 株式会社古知 | 25,926個 |
| 麻布台1号有限責任事業組合           | 18,888個                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |         |              |        |     |        |        |         |
| アルファソリッド株式会社            | 3,704個                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |         |              |        |     |        |        |         |
| 鄭丁超                     | 1,852個                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |         |              |        |     |        |        |         |
| 株式会社古知                  | 25,926個                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |         |              |        |     |        |        |         |
| (10) その他                | <p>上記の各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生及び2022年12月27日開催予定の臨時株主総会における本新株予約権発行に関する議案の承認を条件とします。また、当社は、株式会社古知との間で、有価証券届出書の届出の効力発生後に本新株予約権の割当契約（行使指示条項付）を締結する予定です。加えて、当社は、麻布台1号有限責任事業組合、アルファソリッド株式会社、鄭丁超とも本新株予約権の割当契約（行使指示条項の規定なし）を締結する予定です。本新株予約権の内容の詳細は、本議案の末尾の別紙「アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 第10回新株予約権発行要項」をご参照下さい。</p> |               |         |              |        |     |        |        |         |

## 2. 割当予定先の概要

### ①麻布台1号有限責任事業組合

|                        |                                                                                                                                                                                                                         |                         |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| (1) 名称                 | 麻布台1号有限責任事業組合                                                                                                                                                                                                           |                         |
| (2) 所在地                | 東京都港区虎ノ門四丁目1番34号                                                                                                                                                                                                        |                         |
| (3) 設立根拠等              | 有限責任事業組合契約に関する法律                                                                                                                                                                                                        |                         |
| (4) 組成目的               | 投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務等                                                                                                                                                                                                |                         |
| (5) 組成日                | 2022年9月9日                                                                                                                                                                                                               |                         |
| (6) 出資の総額              | 510,000,000円                                                                                                                                                                                                            |                         |
| (7) 主たる出資者・出資比率・出資者の概要 | <p>虎ノ門パートナーズ株式会社 (47.1%)<br/>         神谷町パートナーズ株式会社 (37.3%)<br/>         深山 信次 (9.8%)<br/>         株式会社福屋書店 (2.0%)<br/>         加來 武宜 (2.0%)<br/>         株式会社corporate investment (1.0%)<br/>         宮地 広志 (1.0%)</p> |                         |
| (8) 業務執行組合員の概要         | 名称                                                                                                                                                                                                                      | 虎ノ門パートナーズ株式会社           |
|                        | 所在地                                                                                                                                                                                                                     | 東京都港区虎ノ門四丁目1番34号        |
|                        | 代表者の役職・氏名                                                                                                                                                                                                               | 代表取締役 柴 貴               |
|                        | 事業内容                                                                                                                                                                                                                    | 投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務 |
|                        | 資本金                                                                                                                                                                                                                     | 1,000,000円              |
|                        | 大株主及び持株比率                                                                                                                                                                                                               | 株式会社鈴木商店 (100%)         |
|                        | 名称                                                                                                                                                                                                                      | 神谷町パートナーズ株式会社           |
|                        | 所在地                                                                                                                                                                                                                     | 東京都港区虎ノ門四丁目1番34号        |
|                        | 代表者の役職・氏名                                                                                                                                                                                                               | 代表取締役 柴 貴               |
|                        | 事業内容                                                                                                                                                                                                                    | 投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務 |
|                        | 資本金                                                                                                                                                                                                                     | 1,000,000円              |
|                        | 大株主及び持株比率                                                                                                                                                                                                               | 株式会社鈴木商店 (100%)         |



|                            |                          |                  |
|----------------------------|--------------------------|------------------|
| (8) 業務執行組合<br>員の概要<br>(続き) | 氏名                       | 深山 信次            |
|                            | 住所                       | 東京都千代田区          |
|                            | 名称                       | 株式会社福屋書店         |
|                            | 所在地                      | 大阪府箕面市牧落一丁目7番27号 |
|                            | 代表者の役職・氏名                | 代表取締役 梶村 亘       |
|                            | 氏名                       | 加來 武宣            |
| 住所                         | 東京都港区                    |                  |
| 名称                         | 株式会社corporate investment |                  |
| 所在地                        | 大阪府大阪市阿倍野区王子町四丁目1番48号    |                  |
| 代表者の役職・氏名                  | 代表取締役 黒岩 俊介              |                  |
| 氏名                         | 宮地 広志                    |                  |
| 住所                         | 神奈川県川崎市                  |                  |

②アルファソリッド株式会社

|                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 名称         | アルファソリッド株式会社                |
| (2) 所在地        | 大阪市都島区高倉町三丁目15番1号5F         |
| (3) 代表者の役職・氏名  | 代表取締役 韓 成誠                  |
| (4) 事業内容       | 中古自動車、自転車、バイク及び部品の販売並びに輸出入等 |
| (5) 資本金        | 5,000,000円                  |
| (6) 設立年月日      | 2007年11月13日                 |
| (7) 発行済株式数     | 100株                        |
| (8) 決算期        | 8月                          |
| (9) 従業員数       | 1名                          |
| (10) 主要取引先     | 株式会社イシハラ                    |
| (11) 主要取引銀行    | りそな銀行                       |
| (12) 大株主及び持株比率 | 李坤 67%<br>韓成誠 33%           |

③鄭丁超

|           |                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 氏名    | 鄭丁超                                                                                                                           |
| (2) 住所    | Tin Shui Wai, N.T. H.K                                                                                                        |
| (3) 職業の内容 | 香港における公認会計士<br>Asian Alliance (HK) CPA Limited (所在地：8/F Catic Plaza, 8 Causeway Road, Causeway Bay, Hong Kong、事業概要：会計事務所) に所属 |

④株式会社古知

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 名称         | 株式会社古知                  |
| (2) 所在地        | 東京都港区虎ノ門四丁目1番34号        |
| (3) 代表者の役職・氏名  | 代表取締役 前田 真宏             |
| (4) 事業内容       | 投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務 |
| (5) 資本金        | 10,000,000円             |
| (6) 設立年月日      | 1986年1月16日              |
| (7) 発行済株式数     | 240株                    |
| (8) 決算期        | 3月                      |
| (9) 従業員数       | －                       |
| (10) 主要取引先     | －                       |
| (11) 主要取引銀行    | りそな銀行                   |
| (12) 大株主及び持株比率 | 鈴木伸也 (100%)             |

### 3. 募集の目的及び理由

#### (1) 資金調達の背景、目的及び理由

2021年5月17日付「2021年12月期第1四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」で公表したとおり、当社は、当社元役員による不適切な資金流用が発覚したため、外部の専門家により構成された第三者委員会による調査（以下、「第1回調査」といいます。）を実施いたしました。第1回調査による調査費用や決算訂正にかかる訂正監査の費用等を計上した結果、2021年12月期第3四半期末において当社は33百万円の債務超過となりました。

当社はそのような状況を踏まえて、2021年12月14日付「第三者割当により発行される株式の募集ならびに主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」にて開示のとおり、2021年12月30日を効力発生日とする第三者割当増資により203百万円の資金調達を実施することで、2021年12月期における債務超過の解消を見込んでおりました。

しかしながら、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社台湾子会社における過去の取引が架空売上であった疑義並びに当社子会社における過去の売上・費用が適切な期に計上されていないなど、第1回調査では発覚しなかった疑義を認識したことから、再び外部の専門家により構成された第三者委員会を設置し、疑義の調査を実施いたしました（以下、「第1回調査」で指摘された問題と併せて「不適切会計問題」といいます。）。

そして、当社は、前連結会計年度（自2021年1月1日至2021年12月31日）まで継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、前連結会計年度末（2021年12月末日）に、債務超過となり、また、これらにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

その結果、当社は、債務超過に係る上場廃止基準に該当し、2022年5月11日において、猶予期間入り（猶予期間は2022年1月1日から2022年12月31日まで）をしたため、2022年12月31日までに債務超過を解消できない場合には、上場廃止基準に抵触し上場廃止となるリスクがあります。そして、当社の足許における財政状態及び経営成績の状況として、第3四半期連結累計期間（自2022年1月1日至2022年9月30日）においては、売上高358百万円（前年同期比23.5%減）、経常損失124百万円（前年同期は経常損失71百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失117百万円（前年同期の四半期純損失207百万円）であり、同累計期間末時点における現金預金残高が55百万円となり、今後の運転資金、2022年9月30日付で東京証券取引所に提出した「改善計画・状況報告書」に記載した施策を実行するための資金、また、不適切な会計処理が発覚する以前に投資を引受けていたOakキャピタル株式会社への違約金支払及び、過年度における決算の訂正に伴う第三者委員会による調査費用や過年度決算訂正費用にかかる未払金の支払、有価証券報告書等の虚偽記載に伴う課徴金などの支払について、現時点で保有している資金のみでは支払が不可能な状況であることに加え、同累計期間末現在において490百万円の債務超過の状況にあります。

また、当社が、第1回調査に関し、2021年7月14日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出

及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」を開示したことを受け、同年8月19日付で東京証券取引所から改善報告書の提出を求められたため、当社は、東京証券取引所に、同年9月2日付で改善報告書、また、当該改善報告書の提出から6ヵ月を経過した2022年3月16日付で改善状況報告書を提出しました。その後、当社は、東京証券取引所から、2022年6月16日に特設注意市場銘柄に指定され、内部管理体制の問題点が指摘されております。そして、特設注意市場銘柄に指定された後、当社は、2022年9月30日付で、東京証券取引所に対し「改善計画・状況報告書」を提出し、当該報告に記載した改善措置項目（経営体制の刷新と経営責任の明確化、コーポレートガバナンス体制の強化、情報収集体制の強化、内部監査体制の見直し、監査等委員会における監査の実効性担保、社内規程の整備・改定及び業務フローの見直し、コンプライアンス意識の向上）の施策を実行することに致しました。なお、東京証券取引所が、特設注意市場銘柄指定後1年以内に、当社の内部管理体制等について改善されず、改善の見込みがなくなると認めた場合、また、当該指定後1年6ヵ月以内に、当社の内部管理体制等の改善がなされなかったと認めた場合、その他、当該指定期間中に当社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると判断された場合には、当社株式は上場廃止になることから、上場廃止回避のために、改善計画・状況報告書に記載した施策を実行することが必要な状況にあります。

当社は、以上の状況及び当社が上場を維持する上において抱える問題点を早期に改善すべく、債務超過を速やかに解消するとともに、不適切会計問題での第三者委員会の提言を踏まえ、経営・ガバナンス体制と内部管理体制の改革に取り組み、当社の早期再建を進めて参る所存であります。

また、当社事業を拡大し新規顧客を獲得するためには、財務基盤の安定化やガバナンスの強化に留まらず、新サービスの導入や新しい機能の開発・追加をすることでサービスの付加価値を高めていく必要があると考えております。そこで、それらの各種サービス実施のためのシステム開発費用、マーケティング投資、M&A、新規事業投資等の資金の確保も目的として、当社は、本件第三者割当を実施する必要があると判断しています。

以上のような状況の中、当社は本件第三者割当の割当先を探索していたところ、当社の現在の筆頭株主である株式会社鈴木商店より、各割当予定先をご紹介いただき、当社は各割当予定先それぞれと協議を行い、いずれの割当予定先も当社におけるガバナンス体制の強化の必要性やアンバサダー事業を始めとする当社の事業拡大の必要性等についてご理解をいただけていると判断し、また本新株式及び本新株予約権の発行に係る諸条件がまとまったことから、本件第三者割当の割当予定先として選定することに致しました。

## (2) 資金調達方法の選択理由

下記のとおり、様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを勘案した結果、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、債務超過解消のための財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需

要に対処するとともに、本新株予約権により各割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、各割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の割当契約においては、一定の行使制限があり、一度に大量の新株式を発行しないことが規定される予定であり、当社既存株主にとっても、希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断しており、また、本新株予約権の内容として、取得条項が付されていることで一定の行使促進効果があることや、株式会社古知との間で本新株予約権に関して締結される予定の割当契約においては、当社から行使指示を可能とする内容が規定される予定であり、本新株式による増資後に、当社が再び債務超過に陥った場合に、当該債務超過が解消できない場合などへの資本性資金の確保にも一定程度機動的に対応できると考えて採用いたしました。

#### <他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

##### ① 金融機関からの借入

低金利環境が継続する中、金融機関からの間接金融による調達環境は良好であるものの、調達金額が全額負債として計上されるため、有利子負債/自己資本比率などの財務健全性が低下する可能性があります。

また、今回の資金調達による資金使途は運転資金の他、システム開発投資資金や資本業務提携・M&Aへ向けた資金であり、回収には一定の時間を要することから、資金の性質を勘案し、資本性調達が最適であるとの結論に至りました。

さらに、当面の運転資金を確保するために大手金融機関2行と2021年7月から、信用金庫1行と2021年11月から追加融資の実現に向け協議しておりましたが、当社が債務超過に陥っている状況及び営業赤字が続いている状況を鑑み、借入先を見つけることが困難であると判断いたしました。

##### ② 第三者割当による新株発行のみの場合

第三者割当による新株発行のみの場合は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性があります。一方で新株予約権の発行は、新株発行での増資に比べて希薄化への配慮がなされていると考えております。また、各割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使が行われない可能性もあり、さらに取得条項も付されていることから、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

③ 公募増資による株式発行

公募増資による株式発行は、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、一般的に株式を発行するまでの準備期間が長く、実施時期についても機動性に欠けるという観点から、今回の資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

④ 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてどの程度の資金調達が可能かどうかの目処を立てることが困難であることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 私募社債

引受先が見つまっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、調達金額が全額負債として計上されるため、有利子負債/自己資本比率などの財務健全性が低下する可能性や金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

既存の株主の皆様には今回の本新株式の発行及び発行された本新株予約権の行使により、短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、喫緊の課題としての債務超過の解消、並びに、既存事業の安定黒字化や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながるものと認識しております。

#### 4. 発行条件に関する事項

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ①本新株式

本新株式における発行価額は、各割当予定先との協議の結果、2022年11月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値296円を参考に、1株270円（2022年11月25日の当社普通株式の終値296円に対するディスカウント率8.7%、小数点以下第2位を切り捨て。）といたしました。

当該発行価額は、当社普通株式の近時の株価や過去の株価の平均値に対して、一定のディスカウントとなっておりますが、当社において債務超過を解消し、ガバナンス強化に向けた各種施策を実施するため、早期の資金調達が急務となっている中において、当社の財務状態、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上で、当社と各割当予定先との間の真摯な協議を踏まえて決定された、当社にとって可能な限り有利な価格・条件と判断しております。

上記発行価額による本新株式の発行は、会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当する可能性が否定できないとの判断から、当社は、本臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、本件第三者割当を行うことといたしました。

## ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号、代表者：代表取締役社長 寺田 芳彦）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該第三者算定機関は、各割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価、行使価格、当社株式の市場流動性、配当率、割引率、ボラティリティ、本新株予約権に付された諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を305円（1株当たり3.05円）と算定いたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断しております。

しかしながら、本新株予約権については、市場価格が無く、その公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があること等から、本新株予約権の発行価額（1個当たり305円）が評価報告書に記載の公正価値と同額であるとしても、会社法第238条3項2号に規定される割当先にとって特に有利な金額に該当すると判断される可能性は完全に否定できないことから、当社は、本臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、本件第三者割当を行うことといたしました。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数は2,444,445株（議決権の数は24,442個）であり、また、本新株予約権の行使により発行される株式数は5,037,000株（議決権の数は50,370個）であります。これらを合算すると発行される株式数は7,481,445株（議決権の数は74,812個）となり、社の発行済普通株式総数2,985,180株（議決権の数は29,840個）に対して250.62%（議決権の総数に対する割合は250.71%）の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達により、喫緊の課題である債務超過の解消による財務基盤の安定化を実現し、事業拡大や資本・業務提携等を通じて、当社成長戦略に基づく新たな



収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。また、各割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、各割当予定先が当社株式を売却する場合には、1日当たりの売却株数を限定するなど、可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けております。

もっとも、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高を踏まえると、当社株式の株価に与える影響が一定程度見込まれるため、その良否の最終判断は本臨時株主総会における株主の皆様のご判断に委ねることとしました。

なお、上記のとおり、本件第三者割当により、既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれること、また支配株主の異動が見込まれることから、本議案は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に基づき、株主の皆様の意思確認を経ることを予定しております。



(別紙)

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
第10回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第10回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 15,362,850 円
3. 申込期日 2022 年12月28日
4. 割当日及び払込期日 2022 年12月28日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を以下の者に各個数を割り当てる。

|               |         |
|---------------|---------|
| 麻布台1号有限責任事業組合 | 18,888個 |
| アルファソリッド株式会社  | 3,704個  |
| 鄭丁超氏          | 1,852個  |
| 株式会社古知        | 25,926個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 5,037,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\boxed{\text{調整後割当株式数}} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 50,370個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 305円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金270円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2022年12月29日(本新株予約権の払込み完了以降)から2025年12月28日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金305円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所  
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 管理部
19. 払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
  - ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ④ 新株予約権を行使することのできる期間  
第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 16 項に準じて決定する。
  - ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
  - ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、当社事業の更なる推進とコーポレートガバナンス体制の強化を目的に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                       |                                                                                      |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | みやじ ひろし<br>宮地 広志<br>(1983年4月2日)<br><br>所有する当社の株式の数<br>一株                                                                                          | 2007年4月<br>2017年1月<br>2019年1月<br>2022年4月 | 株式会社三井住友銀行 入社<br>株式会社日本M&Aセンター 入社<br>株式会社fundbook 入社<br>Orb Partners株式会社 代表取締役社長（現任） |
|       | <p>■取締役候補者とした理由</p> <p>金融機関やコンサルタント会社での豊富な経験を通じて、M&amp;A・事業再編、企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社の事業推進と取締役会の監督機能の強化のために適切な人材であると判断したことから、取締役候補者としていたしました。</p>  |                                          |                                                                                      |
| 2     | かわかみ げんき<br>川上 元樹<br>(1984年2月5日)<br><br>所有する当社の株式の数<br>一株                                                                                         | 2007年12月<br>2018年1月                      | 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社<br>川上元樹公認会計士事務所 所長（現任）                                    |
|       | <p>■取締役候補者とした理由</p> <p>公認会計士資格を有し、また監査法人での経験も豊富であることから、財務・会計・内部統制に関する幅広い知見を有しており、当社の内部管理体制や取締役会の監督機能の強化のために適切な人材であると判断したことから、取締役候補者としていたしました。</p> |                                          |                                                                                      |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者が選任された場合、当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することといたします。（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。）
3. 現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。

**【役員等賠償責任保険契約の概要】**

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

以上





## 株主総会会場のご案内

**会場** TKP新橋カンファレンスセンター  
ホール16A  
**住所** 東京都千代田区内幸町1丁目3-1  
幸ビルディング

### <ご案内図>



### <アクセス>

都営三田線内幸町駅A 5 出口 徒歩 1 分  
J R 山手線 / 京浜東北線 / 東海道本線 / 横須賀線新橋駅日比谷口 徒歩 7 分  
東京メトロ銀座線 / 都営浅草線新橋駅 8 番出口 徒歩 7 分  
東京メトロ日比谷線 / 丸ノ内線 / 千代田線霞ヶ関駅 C 4 出口 徒歩 8 分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。